

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費支給申請書提出の留意事項について（通知）

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 4 年 6 月 29 日付け厚生労働省事務連絡により療養費の取扱いに関する疑義解釈資料が一部改正されたことを受け、療養費支給申請書を作成する上の留意事項を下記のとおり整理しました。令和 4 年 6 月 28 日付け 04 静後広事第 356 号（参考）にて通知した内容から一部変更がありますので、確認のうえ申請書を提出するようお願いいたします。

記

1 一部改正の要旨

(問 118) 療養費支給申請書に記載する一部負担金について

「施術内容欄」の「合計」欄の額から「請求額」欄の額を差し引いた額とする。

※令和 4 年 6 月 28 日付け 04 静後広事第 356 号にて通知した、「申請書に記載する一部負担金は四捨五入とする」、「申請書に記載する一部負担金と請求額を合算した金額が必ずしも合計と一致しない場合が生じるが、差し支えない」とする取扱いと異なりますが、今回の一部改正の内容に改めます。

→上記通知の内容をもとに一部負担金を四捨五入で記載した場合においても、返戻は行わないこととします。（7 月以降の施術分については、一部改正の内容に従い記載するよう順次対応をお願いします）

(問 119) 療養費支給申請書に記載する請求額について

施術に要した費用（合計）に患者の一部負担金の割合に応じた割合（7・8・9 割）を乗じた金額とする。**請求額で生じた 1 円未満の金額については**、「国等の債権債務等の端数計算に関する法律」第一条第二項及び第二条第一項に基づき、**端数を切り捨てる**ものとする。

→令和 4 年 6 月 28 日付け 04 静後広事第 356 号にて通知した内容と変更ありません。
請求額の記載（計算）誤りは返戻の対象となります。

裏面に続く

(例) 支給申請書に記載する一部負担金・請求額の計算方法

施術に要した費用（合計額）が 10,034 円かつ負担割合が1割の場合

◆合計額：10,034 円

◆一部負担金：1,004 円 ($10034 - 9030 = 1004$) … (問 118)

◆請求額：9,030 円 ($10034 \times 0.9 = 9030.6 \rightarrow$ **端数切捨：9030**) … (問 119)

《参考》国等の債権債務等の端数計算に関する法律（抜粋）

【第一条第二項】

他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

【第二条第一項】

国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの、又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするものの確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 適用開始年月日

令和4年6月1日施術分から

3 参照

厚生労働省（療養費の取扱い（Q&A）について）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/03.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合
医療給付室
TEL 054-270-5530

04 静後広事第 356 号
令和 4 年 6 月 28 日

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長
(公 印 省 略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の改定について (通知)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 4 年 5 月 31 日付け厚生労働省通知 (保発 0531 第 2 号、保発 0531 第 3 号) 及び事務連絡を踏まえ、下記のとおり改定する旨通知がありましたので、お知らせします。

記

1 改定の要旨

(1) 施術料等の改定

①はり・きゅう

	現行	増減額	改定後
初検料(1術)	1,770 円	+10 円	1,780 円
初検料(2術)	1,850 円	+10 円	1,860 円
電療料	30 円	+4 円	34 円

②あん摩・マッサージ

	現行	増減額	改定後
温罨法(加算)	110 円	+15 円	125 円
温罨法・電気光線器具(加算)	150 円	+10 円	160 円

③はり・きゅう、あん摩・マッサージ共通

	現行	増減額	改定後
施術報告書交付料	460 円	+20 円	480 円

(2) 様式等の改定 (はり・きゅう及びあん摩・マッサージ共通)

・往療内訳表 (様式第 7 号)

「出張専門の施術者の場合 ()」及び当該注釈の追加

※しばらくの間は、従来の様式を取り繕って使用しても差支えない。

裏面に続く

(3) 疑義解釈資料の一部改正について

①一部負担金について

施術管理者が患者等から支払を受ける一部負担金の金額は、施術に要した費用に患者の一部負担金の割合（1・2・3割）を乗じた額とする。なお、1円未満の金額は四捨五入の取扱い（※）とする。

※療養費支給申請書に記載する一部負担金についても、同様の扱いとする。

②請求額について

保険者に請求する金額（請求額）は、施術に要した費用（合計）に患者の一部負担金の割合以外（7・8・9割）を乗じた金額とする。請求額で生じた1円未満の金額については、「国等の債権債務等の端数計算に関する法律」第一条第二項及び第二条第一項に基づき、端数を切り捨てるものとする。

→①、②の端数の取扱いの差異により、申請書に記載する一部負担金と請求額を合算した金額が必ずしも合計と一致しない場合が生じるが、差し支えないものとする。

◆国等の債権債務等の端数計算に関する法律（抜粋）

【第一条第二項】

他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

【第二条第一項】

国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの、又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするものの確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 適用開始年月日

令和4年6月1日施術分から

3 参照

厚生労働省（各種通知）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合（申請書、届出様式のダウンロード）

<https://www.shizuoka-ki.jp/youshikisyu/index1.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合
医療給付室
TEL 054-270-5530